

令和 7 年 度 事 業 報 告 書

(令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 3 1 日)

第 1 事業推進の基本方針

- 暴力団排除思想の高揚を図るための活動の強化
- 事業に対する理解と協力の確保

第 2 事業内容

事業名	事業内容
1 第 1 号事業 (広報啓発活動)	(1) 暴力団壊滅秋田県民大会の開催 県民各層の暴力団排除意識の高揚を図るため、官民一体となり「第34回暴力団壊滅秋田県民大会」を開催。開催に先立ち県内全市町村の広報誌に掲載依頼。 ア 9月12日(金)、あきた芸術劇場ミルハス中ホールで開催し、一般客を含め関係者約600人参加《会長代理、副会長、顧問、理事長、弁護士会、評議員長、監事、専務理事、理事、評議員等が参加》 イ 開会宣言 齊藤永吉理事長 ウ 表彰 ・感謝状 2個人 ・東北ブロック暴排活動功労表彰 2個人、1団体 ・県暴排活動功労表彰 11個人 エ 祝辞等 ・日本弁護士会連合会会長 淵上玲子氏 ・秋田県警察本部長 小林 稔氏 ・秋田県知事(代理) 一関雄一氏 ・秋田県公安委員会委員長 藤田貴子氏 オ 大会宣言の発声 秋田市長 沼谷 純氏 カ 特別講演 ノンフィクション作家 廣末 登氏 (2) 暴力団排除思想の高揚 ア 広報啓発活動 (ア) 秋田さきがけ新報紙面を活用した広報 (通年) ・暴力相談電話・相談制度周知・潜在被害者掘り起こし・賛助会員募集を広告し、県民の暴力団排除意識醸成を図る。 (イ) FM秋田を活用した広報 (通年) ・FM秋田の毎週土曜日の番組が終了後の午前11時55分に暴力相談等に関するコマーシャルで、潜在被害者掘り起こし、県民の暴力団排除意識醸成を図った。 ・FM秋田フリーペーパー「秋田を遊ぼう(県全域ロードマップ付き)」に、暴力相談フリーダイヤル電話・相談制度周知・潜在被害者掘り起こし・賛助会員募集を広告。 (ウ) 郵便局窓口現金用封筒を活用した広報 (通年) 現在推進中の暴力相談フリーダイヤル電話等広告掲載の「郵便局窓口現金用封筒」は、郵宣東日本支社と発注契約を締結している。(県内6郵便局に配置)

事業名	事業内容
	(エ) ノースアジア大学明桜高校で「闇バイトの危険性」を周知する講演会を開催し広報 (オ) 秋田県教育庁へ「闇バイトの危険性」に係る図書寄贈式を開催し広報 (カ) 秋田県遊技業組合発行の機関紙(秋遊協会報正月号)を活用した広報 イ 機関誌(紙)等の作成・配布 【作成】 (ア) 全国センターだより(春114号、夏115号) 各1,000部 (イ) 全国センターだより(秋116号、冬117号) 各90部 (ウ) 不当要求防止責任者教本(令和7年版) 7月 800部 (エ) リーフレット秋田県暴力追放運動推進センターの活動 6月 750部 (オ) 機関紙「あきた暴迫センターだよりAOCvol. 52」 11月 1,200部 (カ) 機関紙「秋田県暴迫センターJ o h o」 263号～274号 【配付】 (キ) 全国センターだより 春114号、夏115号、秋116号、冬117号 役員、相談委員、警察関係者等 各80部 県民ホールパンフレットスタンド 各10部 (ク) 不当要求防止責任者教本 〈令和6年版〉不当要求防止責任者講習 5月～6月220部 〈令和7年版〉不当要求防止責任者講習 7月～12月553部 (ケ) リーフレット秋田県暴力追放運動推進センターの活動 〈令和6年版〉不当要求防止責任者講習 5月～6月220部 〈令和7年版〉不当要求防止責任者講習 7月～12月553部 県民ホールパンフレットスタンド 5月 30部 警務部主催 被害者支援連絡協議会 10月 30部 秋田県証券警察連絡協議会 11月 16部 少年指導委員研修会 11月 44部 秋田市ホテル旅館宴会施設・警察連絡協議会 1月 17部 暴力団離脱者支援対策連絡会 2月 22部 (コ) 機関紙「秋田県暴迫センターJ o h o」263号～274号 賛助会員等 Eメール配信12回 その他 ホームページ掲載 (サ) 機関紙「あきた暴迫センターだよりAOCvol. 52」 役員、相談委員、警察関係者、賛助会員等 1月 800部 暴力団離脱者社会復帰支援連絡会 2月13日 19部 県民ホールパンフレットスタンド 11月 10部 ウ 暴排資料等の作成・配付 【作成】 (ア) 暴力団排除リーフレット(無償入手) 4月 1,000部 (イ) 民暴相談のしおり 5月 1,000部 (ウ) 暴排ポスター 5月 550部 (エ) 暴力団情勢と対策〈2025年版〉 7月 1,600部 (オ) 県民大会記念品(保冷バック) 8月 800個 【配付】 ※各種会合等における広報・配付 (ア) 暴力団情勢と対策〈2024年版〉 賛助会員 4月 660部 組織犯罪対策課 5月 15部 不当要求防止責任者講習 5月～6月220部

事業名	事業内容	容
	【配付】 ※各種会合等における広報・配付	
	(イ) 暴力団離脱者社会復帰支援チラシ	
	不当要求防止責任者講習	5月～12月 773枚
	県民ホールパンフレットスタンド	6月 20枚
	暴力追放推進委員会研修会	11月 230部
	離脱者等支援協賛事業所	12月 24部
	暴力団離脱者支援対策連絡会	2月 19部
	(ウ) パンフレット青少年を暴力団から守るためのQ&A	
	不当要求防止責任者講習	5月～12月 773部
	県民ホールパンフレットスタンド	6月 20部
	少年指導委員研修会	11月 44部
	(エ) 暴排ポスター	
	公共機関・金融機関等	6月 310枚
	県警察組織犯罪対策課	6月 200枚
	県警察本部ホール	6月 1枚
	事務局	6月 2枚
	(オ) 暴力団情勢と対策〈2025年版〉	
	組織犯罪対策課	8月 15部
	不当要求防止責任者講習	7月～12月 553部
	県民ホールパンフレットスタンド	7月 30部
	不当要求行為に係る意見交換会(国交省)	11月 30部
	警務部主催 被害者支援連絡協議会	10月 30部
	秋田県証券警察連絡協議会	11月 16部
	暴力団追放推進委員研修会	11月 230部
	秋田県民事介入暴力対策研究会	12月 10部
	秋田市ホテル旅館宴会施設・警察連絡協議会	1月 17部
	暴力団離脱者支援対策連絡会	2月 22部
	(カ) 民暴相談のしおり	
	不当要求防止責任者講習	5月～12月 773部
	少年問題研究部会	9月25日 25部
	県民ホールパンフレットスタンド	6月 10部
(キ) 暴力団排除リーフレット		
不当要求防止責任者講習	5月～12月 773部	
少年問題研究部会	9月25日 25部	
県民ホールパンフレットスタンド	6月 10部	
(ク) 機関誌「あきた県民会議だよりAOC vol. 51」2024・11月発行		
第34回暴力団壊滅県民大会	9月12日 600部	
少年問題研究部会	9月25日 25部	
(ケ) 「不当要求防止責任者選任事業所」ステッカー		
不当要求防止責任者講習 希望者	5月～12月 350枚	
(コ) 保冷バック(県民大会記念品)		
第34回暴力団壊滅県民大会	9月12日 600個	

事業名	事業内容
	エ 暴排DVDの購入 (ア) 大阪府暴力追放推進センター企画の「不当要求対策編～絶対に負けませんⅢ～カスタマーハラスメント対策編」(4月) (イ) 警視庁暴力団対策課企画「同級生だから～身近に迫る反社の魔の手～」(9月) オ 特別警戒出動式 秋田拠点センターアルベきらめき広場で開催の秋田県警察主催「年末年始特別警戒出動式」に出席 (12月1日) カ 民間の自主的組織活動の支援 (ア) 各地区暴力追放運動推進委員会に、資料を提供。(随時) (イ) 活動支援金の交付 各地区暴力追放推進委員会(委嘱数14地区225人)に、活動支援金(暴追委員1名につき2,000円)を交付。(6月) キ 県民ホールパンフレットスタンド等への暴排資料の提供 警察本部県民ホール設置の県民会議パンフレットスタンド及び事務局窓口に、来庁者用暴排資料を提供(上表のとおり)。 (3) 県・市町村暴排条例の周知徹底 不当要求防止責任者講習時に「県暴排条例」及び「企業が暴力団等反社会的勢力による被害を防止するための指針(政府指針)」を解説。(25回773人) (4) 各種契約に「暴排条項」の導入を推奨 不当要求防止責任者講習時、各種連絡協議会及び相談時に、約款・契約等への暴排条項導入及び契約時における「確認・確約書」提出の導入を推奨。(通年) (5) ホームページの有効活用 ア ホームページの内容を随時更新し、充実した広報啓発を推進。 イ 主な掲載内容 当法人主催行事や暴排活動等の紹介など内容の充実、随時情報提供を実施。 (ア) 事業内容、組織構成、財務概要、情報開示、賛助会員募集 (イ) 不当要求防止責任者講習 時間割・開催日時・会場等 (ウ) 不当要求被害防止DVD(無料貸出用)一覧表 (エ) 企業が暴力団等反社会的勢力による被害を防止するための指針 (オ) 暴力団壊滅秋田県民大会開催状況 (カ) 暴力追放功労者表彰 (キ) 機関紙秋田県暴追センターJ o h o (6) 賛助会員の拡大 ア 不当要求防止責任者講習や各種会合等でリーフレット「公益財団法人秋田県暴力追放運動推進センターの活動」等を配付し募集広報実施。 イ ホームページ、パンフレット及び各種会合等を活用し募集広報を実施。 ウ 賛助会員数(令和8年3月31日現在) (ア) 賛助会員数 607企業、26個人(752口内個人32口) (イ) 賛助金納入状況 584企業 24個人 724万円 (ウ) 未納は23企業、2個人、28万円

事業名	事業内容			
2 第2号事業 (暴力団員等による不当な行為の予防に関する活動)	(1) 不当な行為の予防に関する活動の支援			
	ア 予防活動等に関する暴排資料の提供			
	(ア) 機関紙「秋田県暴追センター」の発行(上表のとおり)			
	(イ) 暴排チラシ、パンフレット等を提供 (上表のとおり)			
	イ 不当要求被害防止DVDの貸出状況			
	(ア)	仙北警察署	「身近に潜む危機」	5月
	(イ)	仙北警察署	「事前の備えこそ最大の防御」他2枚	5月
	(ウ)	大仙警察署	「暴力団排除」他2枚	5月
	(エ)	アフラック生命	「絶対に負けませんⅢ」	6月
	(オ)	交通安全運転管理者協会	「絶対に負けませんⅡ」	7月
	(カ)	鹿角警察署	「絶対に負けませんⅡ」他1枚	7月
	(キ)	大館警察署	「身近に潜む危機」他2枚	8月
	(ク)	国交省東北地方整備局	「その時どうするはじめての不当要求対応」	8月
	(ケ)	鹿角警察署	「身近に潜む危機」他2本	12月
	(コ)	秋田県警組織犯罪対策課	「絶対に負けませんⅢ」他1本	12月
	(サ)	JA秋田葬祭レゼール	「絶対に負けませんⅢ」	1月
	(シ)			
	ウ 不当要求対策DVDの活用			
	大阪府暴力追放推進センター企画「不当要求対策～絶対に負けませんⅢ～カスタマーハラスメント対策編」を不当要求防止責任者講習で視聴覚講習に活用。(5月～12月)			
	(2) 暴力追放推進委員の活動の活性化			
	ア 暴力追放推進委員の委嘱、各地域における活動			
	第16期暴力追放推進委員(任期：令和8年3月31日まで)に県内14地区225人を理事長が委嘱し活動中。(令和7年4月1日)			
	イ 暴力団情報・資料の提供、暴力追放推進委員研修会の開催			
	暴力追放推進委員研修会を県北地区、県南地区、中央地区の3地区でそれぞれ開催し、各地区暴力追放推進委員会に、活動に必要な資料を提供した。(11月～12月)			
	ウ 活動支援金の交付			
	上記1(2)オ(イ)のとおり			
	エ 暴力団情報・資料の提供、暴力追放推進委員研修会の開催			
各地区暴力追放推進委員会へ、活動に必要な資料を提供(上記1(2)オ(ア)のとおり)				
(3) 関係機関・団体との連携の強化と暴排資料の提供				
ア 秋田県街商協会定例会《専務理事》(4月2日)				
イ 相談委員・講習担当者研修会				
《事務局長・相談委員》(4月24日)				
ウ 秋田県銀行警察連絡協議会総会(書面表決)《専務理事》(4月28日)				
エ 秋田県遊技業組合通常総会《専務理事》(5月30日)				
オ 秋田県証券警察連絡協議会《専務理事》(9月18日)				
カ 秋田県少年問題研究部会				
《専務理事》(9月25日 提供資料上表のとおり)				
キ 秋田県被害者支援連絡協議会《専務理事》(10月7日)				
ク 少年指導委員研修会				
《専務理事・事務局長》(11月6日・14日)				
ケ 司法修習生研修会《専務理事》(11月19日)				
コ 国土交通省不当要求行為対策研修会				
《専務理事・事務局長・相談委員》(11月20日)				

事業名	事業内容																																																		
	サ 秋田県民事介入暴力対策研究会 《専務理事・事務局長・相談委員》（12月12日） シ 秋田市ホテル旅館宴会施設・警察連絡協議会（1月28日）																																																		
3 第3号事業 （暴力相談活動）	(1) 暴力相談に対する専門性の発揮 ア 理事長が、令和7年度の暴力追放相談委員（任期：令和8年3月31日まで）に、弁護士10名、保護司5名、少年指導員5名を委嘱（4月1日）。 イ 暴力追放相談委員1人（警察OB）が当法人職員として常勤。 ウ 秋田弁護士会と連携し、暴力追放相談委員に委嘱した弁護士が方面別・月別に担当し、迅速な相談体制を確立。 (2) 暴力相談への的確な対応 ア 毎月の担当弁護士（秋田弁護士会で指定）による無料相談所を継続開設。 イ 不当要求防止責任者講習会場に「巡回暴力相談所」を開設。 上半期取扱件数はなし。（5月～12月） ウ 相談活動実施状況（令和7年4月1日～令和8年3月31日） (ア) 相談受理件数 100件（前年比＋1件） (イ) 相談対象 100件 <table border="1"> <tr><td>企業</td><td>92件</td></tr> <tr><td>行政</td><td>7件</td></tr> <tr><td>その他</td><td>1件</td></tr> </table> (ロ) 相談種別 100件 <table border="1"> <tr><td>離脱・勧誘・加入強要関係相談</td><td>0件</td></tr> <tr><td>暴力的不当行為</td><td>0件</td></tr> <tr><td>刑罰法令に関する相談</td><td>0件</td></tr> <tr><td>刑罰法令以外の行為</td><td>0件</td></tr> <tr><td>暴対法に関する相談</td><td>3件</td></tr> <tr><td>（センター事業0件、その他3件）</td><td></td></tr> <tr><td>その他の暴力関係</td><td>97件</td></tr> <tr><td>（反社勢力関係照会等）</td><td></td></tr> </table> (ハ) 相談内容の対象暴力団等 100件 <table border="1"> <tr><td>指定暴力団</td><td>0件（その他の組織 0件）</td></tr> <tr><td>準構成員等</td><td>0件</td></tr> <tr><td>その他</td><td>100件</td></tr> </table> (ニ) 処理状況 100件 <table border="1"> <tr><td>解決</td><td>98件</td></tr> <tr><td>引継ぎ</td><td>2件</td></tr> <tr><td>継続処理中</td><td>0件</td></tr> </table> (ホ) 相談者の業種別 100件 <table border="1"> <tr><td>行政</td><td>7件</td></tr> <tr><td>金融・保険業</td><td>31件</td></tr> <tr><td>警備業</td><td>49件</td></tr> <tr><td>不動産業</td><td>11件</td></tr> <tr><td>サービス業</td><td>1件</td></tr> <tr><td>無職</td><td>1件</td></tr> <tr><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td></tr> </table>	企業	92件	行政	7件	その他	1件	離脱・勧誘・加入強要関係相談	0件	暴力的不当行為	0件	刑罰法令に関する相談	0件	刑罰法令以外の行為	0件	暴対法に関する相談	3件	（センター事業0件、その他3件）		その他の暴力関係	97件	（反社勢力関係照会等）		指定暴力団	0件（その他の組織 0件）	準構成員等	0件	その他	100件	解決	98件	引継ぎ	2件	継続処理中	0件	行政	7件	金融・保険業	31件	警備業	49件	不動産業	11件	サービス業	1件	無職	1件				
企業	92件																																																		
行政	7件																																																		
その他	1件																																																		
離脱・勧誘・加入強要関係相談	0件																																																		
暴力的不当行為	0件																																																		
刑罰法令に関する相談	0件																																																		
刑罰法令以外の行為	0件																																																		
暴対法に関する相談	3件																																																		
（センター事業0件、その他3件）																																																			
その他の暴力関係	97件																																																		
（反社勢力関係照会等）																																																			
指定暴力団	0件（その他の組織 0件）																																																		
準構成員等	0件																																																		
その他	100件																																																		
解決	98件																																																		
引継ぎ	2件																																																		
継続処理中	0件																																																		
行政	7件																																																		
金融・保険業	31件																																																		
警備業	49件																																																		
不動産業	11件																																																		
サービス業	1件																																																		
無職	1件																																																		

事業名	事業内容
	(3) 「暴力相談」利用の促進 - ア ホームページによる広報 上記「第1号事業(広報啓発活動)」に記載のとおり - イ 他機関紙を開催した広報 上記「第1号事業(広報啓発活動)」に記載のとおり - ウ FM秋田を活用した広報 上記「第1号事業(広報啓発活動)」に記載のとおり - エ 郵便局窓口現金用封筒を活用した広報 上記「第1号事業(広報啓発活動)」に記載のとおり - オ 各種会合等における広報 上記「第1号事業(広報啓発活動)」に記載のとおり - カ 不当要求防止責任者講習における広報 リーフレット「公益財団法人秋田県暴力追放運動推進センターの活動」等を配布し広報 - キ 他機関(秋田県)への広報依頼 「ふきのとうホットライン～心の健康相談窓口」ホームページ及び相談窓口一覧(A4版)に「暴力団の不当な行為に関する相談」案内を掲載 (通年)
4 第4号事業 (少年に対する暴力団の影響を排除する活動)	(1) 少年を暴力団から守るための活動 理事長が、令和7年度の暴力追放相談委員(任期：令和8年3月31日まで)に、弁護士10名、保護司5名、少年指導員5名を委嘱し、暴力追放相談委員による少年相談への対応体制を構築し、関係機関・団体と連携強化。 (2) 少年の被害を防止するための広報啓発活動 不当要求防止責任者講習受講者の学校関係者(高等学校及び教育委員会関係者)や子どもを持つ親に対し「青少年を暴力団から守るためのQ&A」を配付し、生徒指導及び監護への活用を図るため有効活用。(5月～12月 25回 配付状況上表のとおり) (3) 少年指導委員研修会における講義活動 (11月 2回)
5 第5号事業 (暴力団離脱者に対する支援活動)	(1) 関係機関・団体との連携による離脱者支援活動 - ア 秋田県警察被害回復兼社会復帰アドバイザーと連携し、刑務所服役者に対する指導状況の把握及びその他暴力団員からの離脱相談等の把握、体制の保持。 (通年) - イ 暴力団離脱者社会復帰支援対策連絡会の開催し、情報交換等実施した。 (2月13日) - ウ 秋田県街商協会と情報交換及び協力要請を実施。 (通年) (2) 協賛事業所との連携強化 - ア 県内協賛事業所を訪問し、離脱者就労に対する理解と協力要請を実施。 (通年) - イ 雇用報奨金の支給は、令和7年度取扱いなし。 (3) 離脱希望者等に対する支援 令和7年度取扱いなし。
6 第6号事業 (暴力団事務所使用差止請求の代行訴訟活動)	(1) 制度の周知徹底を図るための広報 - ア ホームページへの掲載。 - イ リーフレット「公益財団法人秋田県暴力追放運動推進センターの活動」による広報を実施。 - ウ チラシ等暴排資料による広報を実施。 - エ 会議、講習会等を活用した広報 関係機関との会議、不当要求防止責任者講習等においてリーフレット及びチラシ等を配付し広報を実施。

事業名	事業内容																																									
	(2) 暴力団事務所使用差止請求代行訴訟活動 令和7年度取扱いなし。																																									
7 第7号事業 (不当要求防止責任者講習の実施)	(1) 秋田弁護士会及び県警察と不当要求防止責任者講習関係意見交換 5月8日(木)、秋田弁護士会館において、今年度の不当要求責任者講習について意見交換。 (2) 県・市町村暴排条例の周知徹底 不当要求防止責任者講習時に「県暴排条例」及び「企業が暴力団等反社会的勢力による被害を防止するための指針」(政府指針)を解説。 (25回773人) (3) 「不当要求防止責任者講習」受講の促進 ア ホームページ及びリーフレット「公益財団法人秋田県暴力追放運動推進センターの活動」に責任者講習の受講申込方法、開催日程表等を掲載し、受講促進を実施。 イ 県警察組織犯罪対策課と連携し、受講経歴者・受講希望者に受講案内を送付。 (4) 不当要求による被害防止体制の確立 不当要求防止責任者講習では、「不当要求防止責任者教本」を受講者全員に配布、不当要求被害防止対応DVD等を活用し、責任者の役割、対応のための基本的心構え、具体的対応要領、職場での対応マニュアル作成等を教示し、被害防止体制確立の重要性を訴えた。 (5) 不当要求防止責任者講習内容の充実 ア アンケート調査結果を踏まえた講習内容 (5月～12月) (ア) 不当要求防止責任者講習の都度アンケート調査を実施しその結果を次の講習に反映させ充実化。 (イ) 弁護士による暴力団等反社会的勢力への対応要領の講話を実施。 (ウ) 県警察組織犯罪対策課アドバイザーによる暴力団情勢等の講話を実施。 (エ) 不当要求被害防止DVD「不当要求対策」により視聴覚講習、併せて職場でのマニュアル作りに資するための事例に基づいた講習を実施。 イ 講習の実施状況 (令和7年5月16日～同年12月17日) (ア) 実施回数 25回(昨年実施 25回) 県内9会場で実施 <table><tr><td>秋田市9回</td><td>鹿角市1回</td><td>大館市3回</td></tr><tr><td>能代市2回</td><td>由利本荘市3回</td><td>大仙市3回</td></tr><tr><td>横手市2回</td><td>湯沢市1回</td><td>仙北市1回</td></tr></table> (イ) 講習受講人員 773人(昨年比+31人) <table><tr><td>選任時講習</td><td>412人</td></tr><tr><td>定期講習</td><td>361人</td></tr></table> (ウ) 講習受講者職種別 <table><tr><td>金融・保険業</td><td>102人</td><td>娯楽業</td><td>6人</td></tr><tr><td>建設・不動産業</td><td>27人</td><td>製造業</td><td>5人</td></tr><tr><td>運輸・運送業</td><td>2人</td><td>警備業</td><td>3人</td></tr><tr><td>販売業</td><td>44人</td><td>医療機関</td><td>6人</td></tr><tr><td>旅館ホテル業</td><td>2人</td><td>公務所</td><td>170人</td></tr><tr><td>飲食店営業</td><td>0人</td><td>その他</td><td>4人</td></tr><tr><td>サービス業</td><td>93人</td><td></td><td></td></tr></table>	秋田市9回	鹿角市1回	大館市3回	能代市2回	由利本荘市3回	大仙市3回	横手市2回	湯沢市1回	仙北市1回	選任時講習	412人	定期講習	361人	金融・保険業	102人	娯楽業	6人	建設・不動産業	27人	製造業	5人	運輸・運送業	2人	警備業	3人	販売業	44人	医療機関	6人	旅館ホテル業	2人	公務所	170人	飲食店営業	0人	その他	4人	サービス業	93人		
秋田市9回	鹿角市1回	大館市3回																																								
能代市2回	由利本荘市3回	大仙市3回																																								
横手市2回	湯沢市1回	仙北市1回																																								
選任時講習	412人																																									
定期講習	361人																																									
金融・保険業	102人	娯楽業	6人																																							
建設・不動産業	27人	製造業	5人																																							
運輸・運送業	2人	警備業	3人																																							
販売業	44人	医療機関	6人																																							
旅館ホテル業	2人	公務所	170人																																							
飲食店営業	0人	その他	4人																																							
サービス業	93人																																									

事業名	事業内容										
8 第8号事業 (不当要求情報管理機関に対する援助)	(1) 暴力団の活動状況等の情報提供 (通年) 秋田県銀行警察連絡協議会等の関係機関・団体と連携強化し、暴力団情勢及び暴力団の活動状況等を情報提供。 (2) 照会に対する適正な回答 (通年) 各機関・団体等からの照会には、迅速的確に対応。										
9 第9号事業 (被害者の救済・支援活動)	(1) 被害者の救済・支援活動は、上半期取扱いなし。 (2) 暴力団事務所撤去運動等に対する支援、訴訟費用等の貸付及び被害者見舞金支給制度に関する広報 ア ホームページへの掲載による広報を実施。 イ リーフレット「秋田県暴力追放運動推進センターの活動」、パンフレット、チラシ等暴排資料の配布による広報を実施。 (3) 会議、講習会等を活用した広報 リーフレット、チラシ等に基づき、関係機関との各種会議及び不当要求防止責任者講習等での広報。 不当要求防止責任者講習《事務局長、暴力追放相談委員》(25回) (4) 関係機関・団体との連携の強化 令和7年度犯罪被害者週間「県民のつどい」を協賛・出席 (11月15日)										
10 第10号事業 (少年指導委員の活動に必要な研修等の実施)	(1) 少年指導委員研修会における講話 県警察人身安全対策課の全県少年指導委員研修会(11月2回) (2) 関係機関・団体との連携 第4号事業(少年に対する暴力団の影響を排除する活動)に記載のとおり。										
11 第11号事業 (調査研究活動)	県内外の情報を調査・収集し、当法人発行の広報資料、講習等の資料に活用。 ア 暴力追放相談員及び不当要求防止責任者講習担当者研修会 《事務局長、相談委員》(東京：4月24日) イ 秋田弁護士会及び県警察と不当要求防止責任者講習関係意見交換勉強会 《事務局長・相談委員》(弁護士会館：5月8日) ウ 東北ブロック暴力追放推進センター連絡協議会 《専務理事》(仙台市：6月10日) エ 全国暴追センター専務理事・事務局長等研修会 《専務理事》(東京：9月26日) オ 不当要求行為対策研修会(国交省) 《専務理事》(秋田市：11月18日) カ 秋田県民事介入暴力対策研究会 《専務理事・事務局長・相談委員》(秋田市：12月12日) キ 秋田市ホテル旅館宴会施設・警察連絡協議会 《専務理事》(秋田市：1月28日)										
12 その他	(1) 理事会及び評議員会の開催状況 ア 理事会の開催 <table border="0"> <tr> <td>ア 第1回通常理事会</td> <td>(5月22日)</td> </tr> <tr> <td>イ 第2回臨時理事会</td> <td>(6月24日)</td> </tr> <tr> <td>ウ 第3回臨時理事会 (書面表決)</td> <td>(8月8日)</td> </tr> <tr> <td>エ 第4回臨時理事会</td> <td>(10月28日)</td> </tr> <tr> <td>オ 第5回通常理事会</td> <td>(3月19日)</td> </tr> </table>	ア 第1回通常理事会	(5月22日)	イ 第2回臨時理事会	(6月24日)	ウ 第3回臨時理事会 (書面表決)	(8月8日)	エ 第4回臨時理事会	(10月28日)	オ 第5回通常理事会	(3月19日)
ア 第1回通常理事会	(5月22日)										
イ 第2回臨時理事会	(6月24日)										
ウ 第3回臨時理事会 (書面表決)	(8月8日)										
エ 第4回臨時理事会	(10月28日)										
オ 第5回通常理事会	(3月19日)										

事業名	事業内容
	イ 評議員会の開催 (ア) 定時評議員会 (6月24日) (イ) 臨時評議員会 (書面表決) (8月25日) (2) 役員(理事・評議員)辞任に伴う法人登記 辞任役員及び新役員の登記を適正実施 (9月登記) (3) 来年度の第35回暴力団壊滅秋田県民大会のための手続を推進 開催予定:令和8年9月3日あきた芸術劇場ミルハス中ホール (4) 全国表彰受賞者の決定 8月、全国暴力追放運動推進センターに全国表彰栄誉金章・ 銀章及び銅章各1名を上申。9月24日受賞者決定通知。仙北地 区暴力追放推進委員「浅利幹雄氏が銅章受賞」。(11月21日明治 記念館での全国暴力追放運動中央大会に出席、伝達)